

戦前小学校で実施された「一坪農業」についての一考察 ——高等小学校農業科の実習との関連において——

大河内信夫

1. はじめに

我が国の第二次大戦前の高等小学校の教育内容についての先行研究は、頗る少ない¹⁾。とくに、高等小学校に固有のものともいべき実業に関する教科目における教育内容やその教育の実態については、手工科を除いて、ほとんど研究されていないといつてよい²⁾。したがって、農業、工業、商業、手工のそれぞれについては、個別具体的な課題意識にそって、それらの特徴を把握し、検討することが改めて求められている。実業に関する教科目のなかでは、農業科³⁾が1908（明治41）年には加設率が五割を越えた程に多く実施されていた。それにもかかわらず、その実態が明らかにされていないことは問題となる⁴⁾。

一般的に農業科については、「勤労主義」的な教育が全面的に展開されたとする見解が有力であるが、歴史的な展開は一様ではなく、時々の教育政策、農業政策、社会政策によって変転してきたといえる。

これまでのところ、たとえば菊池城司が、高等小学校における農業科教育に対する評価を具体的に論じたことが知られている。そこでは、1910（明治43）年の文部省訓令第26号「高等小学校加設農業科又ハ商業科施設ニ関スル注意」において「農業加設ノ学校ニシテ往々実習地ヲ欠クモノアルハ頗ル遺憾」とあること及び農業実習の時間を他の教科に配当する「近眼流ノ説」があることをもって、「当時の高等小学校の実業的教科は実際には教室で講義をしてお茶をにごす程度のものが極めて多かったことを示している」⁵⁾とされている。

しかし、1904（明治37）年以降、農業科の加設率が急速に増加していること、以後の加設率の上昇、とくに明治41年以降は過半数を越え、大正期後半の必修教科目から除かれた時期にあっても六割の加設率を維持していたことなどは⁶⁾「講義でお茶をにごす」という言葉で説明できるであろうか。農業科専任教員の不足等の困難が指摘されていたなかで「必ずしも実習の強化に徹しうる条件にめぐまれていたとは考えられない」ことは首肯できるが、かなり多数を占める高等小学校において、それほどの効果をあげていないことを、高等小学校の基本的性格のみに帰結させたのでは、普通教育における実業に関する教科目の歴史的位置づけを明らかにすることはできないのではないか。そもそも高等小学校農業科教育のなかの実習の位置についての具体的に研究はなされていないのである。

実業に関する教育内容に踏み込んだ研究としては、1911（明治44）年小学校令中改正を契機とし

た、実業に関する教科目の具体的な実施状況と内容の実態を明らかにした森下一期による研究があるに過ぎないといえる。そこで農業科の教育内容に関する評価は、当時の国民の圧倒的な部分が農業に従事するという社会のなかで、旧来の農法を経験的に学ぶのではなく、知識や理論を実験や実習で確認することなど農業に関する基礎的な知識と技能を教授することを志向して内容が次第に整備されていったことであり、そこでは、農業科は普通教育における職業教育の一つの典型として位置づけている⁹⁾。

農業科における知識や理論と実習との関連は、明治後半期においても大きな課題の一つであった。雑誌「農業教育」¹⁰⁾では、実習について多くの記事が掲載されていた。そのなかで、一坪農業というユニークな教育実践運動に関する報告が注目される。

そこで本稿では、高等小学校の農業科の教育内容が一定の充実した時期と考えられる¹¹⁾、1910(明治44)年前後から小学校で実施されるようになった「一坪農業」について、その実施経過と内容を明らかにする。

ところで、これまでにこの一坪農業運動という教育実践に言及した研究者は厚沢留次郎と永島利明のみであったように思われる。

厚沢によると、一坪農業は、「1908年(明治41)年静岡県の織田利三郎氏が浜松近在の小学校長と協力し、『一坪農業』を始めたのがことの起りであり」¹²⁾、「アメリカのホームプロジェクトと全く同じものということはできないが、わが国における独特的なホームプロジェクトとしてみることができ」¹³⁾ると評価されている。しかし、厚沢は、「一坪農業」がどういう意味で「独特的なホームプロジェクト」であるのかを説明してはいない。

永島は、一坪農業には「『なすことによって学ぶ』というプロジェクト法的な発想がみられ」とし、「日本的なホーム・プロジェクトである一坪農業」¹⁴⁾と規定している。これらの評価は、ホーム・プロジェクトとの形式的な類似性によって与えられたものであるが、一坪農業の内容と方法についてのホーム・プロジェクトとの比較研究において規定されたものではない。もし、形式的類似性によってホーム・プロジェクトとするのであれば、むしろ農業科で行われた「家庭実習」にこそ、その正当な位置を与えられるべきであろう。

ところで永島は、一坪農業は「各学校に実習地が設置されたこと、織田利三郎が1923(大正12)年死去したことによって、運動としては衰えていった」¹⁵⁾としている。たしかに織田利三郎の死後、全国規模での一坪農業共進会の開催はないが、郡教育会ないしその支部単位での一坪農業品評会の開催はなお続けられており、一坪農業は衰退したのではなかった¹⁶⁾。

この点では、一坪農業が、当初、どのような目的と内容として取り組まれたかを解明し、またそれを当時の農業科の教授内容、とくに実習との関連において分析し、その歴史的役割を明確にする必要がある。そこで本稿では、一坪農業の内容について従来なお十分明らかにされていないことを考慮し、最初に取り組まれた静岡県の事例を中心にその実態の把握に努め、さらに、当時の高等小学校農業科における実習の位置づけと一坪農業が高等小学校農業科の実習に及ぼした影響とを明ら

かにすることを目的とする。

2. 「一坪農業」の概要について

戦前にあって実習主義農業教育を唱えた千葉敬止は、一坪農業について、「小学校に於て、尋常五六年以上より行ふを普通とするが、学校によると三四年から行ふ学校もあり、一種の家庭実習」であり、「この方法は、從来農業科の自宅実習或は家庭園など名けて行ひたるもの」¹⁵⁾と説明している。そこではさらに、織田利三郎が「明治三十七年亞米利加合衆国に於けるセントルイの萬國博覧会へ行かれし時、ルイ・ジャナ州の、小学校生徒の自作玉蜀黍を以て、種々の装飾をなして出品しありしを見、大にこれに感じたり。これ氏が小学校の児童に、一坪農業の実行を案出したる動機」¹⁶⁾であったという。

この一坪農業の提唱者である織田利三郎は、1896年浜松町農会の発足と同時に会長に就任している。彼はまた静岡県生姜糸瓜蕃椒落花生同業組合の組合長でもあった。一坪農業を提唱するに至った動機については、彼自身がその講演等のなかで、「明治四十一年五月二十八日を以て……藍綬褒章の授受を賜り感涙に咽せび之が皇恩を萬分の一も報せんが為め、…」¹⁷⁾あるいは「戊申詔書の御主意を服應（ふくよう）せしむべき」¹⁸⁾と述べている。永島もこの点に着目して、戊申詔書の影響を受けているとしているが、一坪農業の最も古い記録とみられる文部省「実業補習学校ニ関スル取調書」（1910年）にある「静岡県小学校生徒一坪農業農業並高等小学校農業科加設ノ成績調」では、すでに「明治四十年九月大根、白菜、体菜三種ノ種子ヲ購入シ尋常科第五年以上ノ男女生徒ニ分配シ自宅ノ畑ノ一部ヲ区画シテ播種セシメタリ」¹⁹⁾とあることから、直接のきっかけは、千葉敬止の述べているようにアメリカ合衆国での視察であったといえる。そして戊申詔書によって、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」という教育政策の一端を担う大義名分が得られたことが、強力に実施を推奨するようになった一つの理由と考えられる。

「農業教育」122号（1911. 8）には、この一坪農業の紹介記事があり、そこでは提唱者織田利三郎自身による一坪農業の大意と実施の方法が記載されている。その要旨は次のようである²⁰⁾。

- (1) 生徒(ママ)は尋常五年以上高等三年迄とする。
- (2) 各自の宅地若くは近くの畑に六尺平方即ち一坪に生徒自ら農業を実施する。
- (3) 栽培する作物は学校で決める。品評会の後、競売に付するので成るべく一定の作物にする。
- (4) 栽培の例として、一坪には落花生大粒六株種子十二粒、小粒立落花生三十株種子六十粒、蕃椒鷹の爪二十一株、ハッ房十八株となる。糸瓜の場合三本となるが、蔓が延びるので一坪農業としては不適当である。他に馬鈴薯、玉葱、甘藷、大根、白菜等総て一坪内で適当に栽培してよい。
- (5) 収量と価格の目安、品評会の方法と生産物の処理方法について。

輸出農業栽培とすれば落花生は一坪より収穫は一斤半から二斤が収穫できる。代金はおよそ拾銭より拾貳銭までとなる。糸瓜三本の蔓では収穫の数は十本前後としてこの代金平均貳拾

五銭となる。其他甘藷、馬鈴薯、玉葱何れも一坪にして拾錢以上になる。この生産品全部を学校に集め品評会後競売する。例えば一校三百人とすれば參拾圓の競売価格であり、半額を生徒三百人五銭づゝ戻し、残り拾五圓を品評会費に充てる。品評会経費は褒賞と雑費を含め七圓となるので残り八圓を学校基本財産にあてる。

- (6) 品評会において、対象となるのは一坪農業で生徒自らつくったものだけで、審査には職員、郡農事監督、老農等があたり、品評会会长は校長がなり、審査長は農事監督がなる。審査の結果、落第者²¹⁾には栽培上のやむをえない場合と不正行為や不精農とを区別すること。
- (7) 一郡に十校以上の場合には郡長が主催して、学校連合共進会を開く。審査員には各小校長、郡の農事監督あるいは県農事試験場等がなる。この場合の経費は郡が負担する。三ヶ年継続して一等になった学校に農事奨励のため県知事より章旗を下付する。
- (8) 栽培方法は静岡県生姜糸瓜蕃椒落花生同業組合栽培試験地筆記録を参考にすること。
- (9) 輸出農業を奨励する場合は静岡県生姜糸瓜蕃椒落花生同業組合が種子を寄贈する。
- (10) 夏作は必ず輸出農業の作物を栽培すること。

この一坪農業の実践は、当初から織田の在住地であった浜名郡下の小学校だけでなく、他郡を含む静岡県下の広い範囲で実施されていたとみられる²²⁾。

前述の「実業補習学校ニ関スル取調書」所収の静岡県下の一坪農業の紹介例は以下のようである²³⁾。

「静岡県小学校生徒一坪農業農業並高等小学校農業科加設ノ成績調」

一、東洋輸出品共進会ニ於テ受賞セル小学校ノ一坪農業ノ施設及成績

浜名郡興進尋常高等小学ニ於ケル一坪農業ノ施設及成績ノ状況

一、起源 児童ヲシテ自動的ニ進ソテ農作物ニ接触セシメ不如不識ノ間ニ耕種栽培ノ方法ヲ覚エ農業上ノ趣味ヲ感知セシメルノ方法ヲ考慮中適々生姜糸瓜蕃椒落花生同組合長織田利三郎ノ熱心ナル勧誘アリ此ニ断然之ヲ実施スルコトヽナセリ

二、施設 明治四十年九月大根、白菜、体菜三種ノ種子ヲ購入シ尋常科第五年以上ノ男女生徒ニ分配シ自宅ノ畠ノ一部ヲ区画シテ播種セシメタリシニ児童ハ其発育ヲ樂ミ日曜ヲ以テ耕作施肥ヲ怠ラザリシ父兄亦之ヲ歓迎シ中ニハ祖父又ハ父モ力ヲ添ヘ共同シテ培養シタルモノアリ明治四十一年二月校内ニ蔬菜品評会ヲ開キ一坪農業ヨリ得タル優等品ヲ出品セシメタルニ總数一千四百五十点ニ至レリ審査ノ上賞品ヲ授与センガ頗ル優良ノモノアリシ就中白菜ノ如キハ二株八錢以上ニテ壳却シタルモノアリ

明治四十二年四月輸出品ノ一タル落花生ノ種子約百粒ヅヽ尋常五年以上ノ男女ニ配布シ栽培セシメタルニ児童ハ喜ンデ之ガ播種耕耘ニ從事シ何レモ相当ノ結果ヲ見タルヲ以テ第二回東洋輸出品共進会へ出品セシメタリ其出品点数四百二十五点ニ及ベリ明治四十二年九月方領大根朝鮮白菜湖南蕪山東菜ノ種子ヲ配布シ之ヲ栽培セシム（來四十三年一月中品評会ヲ開設奨励ヲ加フルノ見込）

三、成績 第一回品評会開催ニ方(ママ)タリ母ノ会ヲ開催シタルニ出席五百七十五名ノ多キニ達セリ家庭連絡上一種ノ力ヲ添ヘタルヲ認ム

第一回ニ於テ栽培セシメタル朝鮮白菜ハ発育味共ニ佳良ナリシ為メ本年家庭ニ於テ之ヲ栽培セルモノ少カラズ蔬菜改良ノ端緒ヲ開ケルカノ感アリ

第二回東洋輸出品共進会出品ニ対シ有功ニ等賞ヲ授与セラル

(以下、略)

この記録から、一坪農業の目的は自然に農作物と接し、そこで栽培の方法を身につけることで「農業上の趣味を感知」させることにあった。そして、その実践は、1907（明治40）年の秋作から実施され、1909（明治42）年には春・秋二回の栽培が行われるようになったことが分かる。しかも児童に栽培させた作物のなかには成績のよかったものがあり、これが、地域の農家が新しい品種として取り入れられ、普及していったという例も示されている。

この一坪農業がはじめられた当時の浜名郡は32ヶ村で構成されていたが、うち、村の全面積に対する田の割合が50%を越える村は4ヶ村のみであり、40%以下は21ヶ村に達した。同様に畑の割合では40%以上の村が16ヶ村あり、田より畑の割合の方が多い村が21ヶ村に達する典型的な畠作地帯であったといえる。明治20年代半ばまで、この浜松周辺地域の主要農産物は、米・麦を中心とし、ほかに甘藷・実綿・藍葉・大麻などがあった。しかし実綿・藍葉は綿紡績工業が輸入綿花を中心に展開し、化学染料が利用されるようになると、生産量は下落した。そして、1897（明治30）年頃からこの地域では、糸瓜・生姜・落花生・蕃椒などへの栽培品目の転換がはじまつた。これら新品目は生産量の増加とともに「四品」と称して、それぞれ糸瓜はドイツ・イギリス・フランス、落花生は中国・香港、生姜はイギリス領インド、蕃椒はアメリカ・イギリス・香港へ輸出された²⁰。こうした商品作物を扱う輸出農業の基盤が成立していたことが、一坪農業運動を展開するうえでの一つの要件となっていたといえる。

静岡県志太郡に関しては、この一坪農業が郡単位で広範囲に組織的に実施されていたことが、記録として残されている。それによると1911（明治43）年10月29日、志太郡役所で開かれた郡下小学校長会議において織田利三郎が一坪農業について講演している。その講演のなかで、一坪農業の目的を、彼は以下のように述べている。

「農は立國の基礎にして、國力の充実は農に須たざる可らず、然るに今や農家の子弟にして、自ら實業を卑み、質実を欠くの風あるに方りては、特に戊申詔書の御主意を服應せしむべき上よりも、幼弱なる頭脳を啓発し、忠實業に服し、勤儉産を治むる素養を作りて、國運の發展を期せざる可からず、されば之が指導は主として教育の力に依り、先づ一坪農業の國家的事業たることを会得せしめ、共進会又は品評会等を開きて其の優劣を省察せしめ、進みては産業組合方法により、共同販売及び肥料共同購入等をもなさしめて、其の方法の有利なることを会得せしめ、又其の利益を以て学校基本金積立を永久に為さしむることを目的とする」²¹

このように、一坪農業の意義が「實業思想の養成、産業組合方法による共同事業の有利性の理解、

学校基本金の積み立て」の三点から強調され、さらに実施法・栽培法等について詳しい説明がなされたとされている。

これをうけて、同年11月1日志太郡第三課長より各小学校長宛に通牒が出された。そこでは、以下のように郡役所がこの事業によって、農業による労働を嫌うことのない習慣の養成と学校基本財産蓄積という二つの目的から有利であるとして、積極的に取り組もうとしていたことが明記されている。

「過る十月二十九日開催の小学校長会議に於ける織田利三郎氏の講演にかかる一坪農業は児童に農業の趣味を感じしめ労働を厭はざる風習を養成し且つ学校基本財産蓄積上最有利なる方法と認め候條可成実施せしめ候様致度作物の種類土地の状況により適否有之候へども種子配布上の都合有之候に付実施候向は蕃椒（鷹爪）糸瓜の内孰れかに致度右は明年実施の分に限り奨励の為種子配布付可相成候條本月十五日迄に実施する哉否決定の上施否共御申出相成度尚作物（前二種の内）は孰れにして実施せしむべき児童数をも同時に御申出相成度此段及照会候也

追て栽培方法印刷物は実施向へは送附すべきにつき此段申添候也」²⁶⁾

この結果、各小学校として一坪農業を実施したい旨の回答をよせた小学校は、志太郡内40校のなかで37校に達した。郡役所では種子の注文を取りまとめ、翌年1月に種子を発注し、2月13日には各小学校に種子を配布している。栽培にあたっての経過は志太郡誌では明らかでないが、同年9月21日に郡は以下のように通牒している。

「一坪農業実施に関しては常に十分監督の下に好成績を収めつゝあることに存候就ては施肥手入等其時期を逸せざる様注意するは勿論熱心に指導相成以て是れが施設の旨趣に適ふ様致度尚左記事項本日織田利三郎の來衙して注意ありし事項に付御注意相成度及通牒候也。(以下略)」²⁷⁾

11月18日には志太郡小学校一坪農業連合共進会規則が配付され、12月20日から5日間藤枝尋常高等小学校で一坪農業連合共進会が開催された。この連合共進会の開催について、志太郡長から県知事宛に「認可稟請」が出され、その経費を郡費から支出することが認められた。織田利三郎はこの共進会の審査委員長を務めたが、審査の内容と基準については、以下のような見解を述べている。

「一坪農業は、単に其収穫の多きを目的とするにあらず、吾が國農を以て國是とするが故に、歐米各国に看做ひ、第一少年者をして農業教育の思想の発達、第二土質の調査及土質と肥料との調和、第三土質に対する栽培作物の調和、第四栽培品に対する気候温度の調査、及び一ヶ年間の栽培日誌の記載、第五気候より生ずる害虫病害発生時期、及駆除方法の研究、第六農業經濟に於ける一坪より生ずる収穫数量、及播種より収穫迄の日数調査、第七品質の改良、及競争栽培増収の研究、第八栽培作物の図画写生の研究、第九身体をして強健ならしめるが為に早起栽培の運動、第十出品に対する審査の主眼は品質・形状・光沢・乾燥・収穫の五なり、以上を以て一坪農業の審査主眼とす。」²⁸⁾

この一坪農業に参加した児童は、尋常小学校五年以上であり、その総数は6,161人であったことからも、この事業が当時としては大規模な取り組みであったことが分かる。そして一坪農業連合共

進会は、「本会開催期中、来観人無慮六千人に上る。今其の概略を示せば、小学児童に於て、(中略)其の他一般公衆の外、郡外視察として他郡より来る者ありき」²⁹⁾と多くの人々の注目を集めたものであり、その試みは成功したといえよう。以後毎年、この事業は志太郡教育会が主催して実施された。

この志太郡での一坪農業が実施されているときに前述の雑誌「農業教育122号」に一坪農業運動が紹介された³⁰⁾。志太郡の小学校一坪農業連合共進会の成功は、全国的にも影響を及ぼしたと考えられる。さらに大正博覧会の教育館にも一坪農業による生産物の出品がなされたことが知られている³¹⁾。以後、雑誌「農業教育」に一坪農業に関する報告が多く見られるようになり³²⁾、一坪農業に関する出版物も発行されている³³⁾。

3. 「一坪農業」の位置づけの変化

志太郡で実施された一坪農業は、当初実施された経過を見るかぎり、必ずしも農業科の教育との関係があったとは思われない。志太郡誌では、高等小学校の農業科については何も触れていないし、1915（大正4）年における志太郡の教員調査表においては、尋常小学校の専科教員数は記載されているが、尋常高等小学校専科教員の記載はなかった³⁴⁾。一方、当時の志太郡下の小学校40校のうちで、農業実習地を有する小学校は13校、学校園を有するものは37校であったが、農業実習地の内容はほとんどが見本園ないし試作地となっており、その面積は、13校のうち8校が30坪から100坪前後であった。また、農業実習地と共に学校園が記載されていたが、その広さは500坪から1坪まで様々であり、30坪以下が21校と最も多く、いわば植物見本園の役割をもつものが多かったといえよう³⁵⁾。

こうしたことから、前述の織田利三郎の講演においても明らかなように、一坪農業はもともと農村地域における実業思想教育として位置づけられており、学校教育との結びつきは考えられていなかつた。織田の実業＝農業思想養成に対する考え方は、それまでの「小学校実業思想養成」と以下の点で異なっていた。

すなわち、小学校の「実業思想養成」と称する取り組みは、草刈・害虫駆除・麦奴抜取・栽樹法・養鶏管理・縫糸縫・管巻・糞細工など、ある作業に特定の期日に就かせ、売却金や労賃を学校基本財産積立てあるいは貯金するというもの³⁶⁾であったのに対し、一坪農業は、農業経営の全般を視野に入れながら一貫した作物栽培を企画、実践し、さらに、「進みては産業組合方法により、共同販売及び肥料共同購入等をもなさしめて、其の方法の有利なることを会得せしめ」³⁷⁾る点にまでその視野を広げていたところに特徴がある。

明治後期の農村に資本主義経済が浸透した段階において、商品作物による農業経営を展開することが彼の実業思想の意味するところであったといえる。このことは、一坪農業を積極的に支持した青木信一・矢部伊與之甫著作「一坪農業」のなかにも読みとることができる。そこでは、農民が市場の状況等に疎く、しかも進んでこれ（市場の動向）を見極めようとしないために、農業者は正当

な利益を得ていない。だから、商業者としての智識を具備するために「営業的思想ヲ養成スルコト」が一坪農業の重要な目的の一つなのだとされた³³⁾。

その意味で一坪農業の実践では、たんに作物を栽培して生産物を収穫するだけに止めるのではなく、それらを売却して金銭に換え、そのうち半額を児童に配分（現金ではなく、郵便切手預金によった）し、残りを品評会（共進会）費と学校基本財産に配分するということで、児童の労働力に対する価値が明確にされていたところに注目する必要がある。確かに品評会の開催によって、そこで賞品が与えられることによる「競争栽培」が、ある程度児童の意欲を引き出したことも事実である。しかし、多くの児童の意欲を引き出した理由は、たとえ入賞しなくとも彼らが栽培して得た生産物を売却して、その売却費の半額であろうとも金銭を手に入れることができる点にあった。

当時の小学校の情況についてみると、1900（明治33）年小学校令改正によって、尋常小学校では授業料を徴収しないことが原則とされた³⁴⁾が、高等小学校では授業料の徴収が行われていた。しかも、1916（大正5）年においても、尋常小学校ですら総収入に対する授業料収入等の割合が48.5%を占めていた³⁵⁾。また、通学に要する費用は授業料だけではなかった。農家にとってみれば「児童を学校に通せるには月謝金が入用なり、此月謝金は二三十銭の小額なれども、小農の経済上より考ふれば決して軽々しく看過すべきものでない、農家にて錢を得るの道は、自作の穀物野菜等を売り、又は草履草鞋等の副業より得るものにて、三十銭の月謝金は草鞋幾足を作りて得られ升か、（中略）加之児童の通学に要する費用は、月謝のみならず、筆墨紙の料も尠なからぬことであり」³⁶⁾、生計に必要な収入のほかに副業に従事しなければならない情况であった。

さらに、尋常高等小学校において総収入に対する寄付金収入および学校基本財産に関する収入の割合は、それぞれ23.59%，16.67%（1916年）も占めていた³⁷⁾。学校経営の観点からすれば、寄付金、学校基本財産の蓄積は運営上の重要な課題であったといえよう。一坪農業はこうした学校経営の実態に即した要求を部分的ながら満たし得たのであった。その後、市町村義務教育費国庫負担法が施行（1918年）され、1926（大正15）年、負担金総額を引き上げの改正が行われると、総収入に対する寄付金収入および学校基本財産に関する収入の割合は、急速に低下していった。このことは一坪農業によって実業思想養成の活動を利用しつつ、学校基本財産を蓄積するという役割が少なくなつていったことを意味すると考えられる。

しかし、織田利三郎が静岡県志太郡の小学校一坪農業連合共進会での審査内容および基準とした第一から第七までの項目は、農業科の教授内容と関連する事項が多く含まれていることから、一坪農業の内容に関して、農業教育関係者の注目するところとなつた。

「実習中心主義農業科教授」を唱えた千葉敬止は、実習の教育的価値について「一、注意力及び観察力を養う、二、事実の理解を助け観念を強固にす、三、農業に対する趣味を長じて真理開明の念を深からしむ、四、労力を賤しめざるに至る、五、経済思想を高む、六、技術を練習せしむるを得、七、農民的品性を陶冶する効あり、八、良習慣を養成する効あり、九、公徳を養成する効あり、十、教師の感化力を大にす、十一、身心を爽快にして健康ならしむ、十二、学校と家庭とを親密な

らしむ」⁴³⁾ としている。そして、一坪農業は、通例の農業科実習がもつ教育的価値に加えて、以下のような役割をもつとされていた。

「一坪農業は課する児童の範囲広く、従ひてその人数多きにより、児童の競争心を鼓舞し、自然に競いてこれを実行することとなり、父兄も趣味と愉快とを以て、その成績の良好ならしめんことを祈り、教師の巡視は、家庭との連絡を密にし、且つ種苗の配布、栽培法の指導、生産品の品評会を開くなどすにより、農事改良を促進するの一端となり、教育上農業上に得る効果大なり」⁴⁴⁾

すなわち、たんに児童に対する農業教育に留まらず、農事の改良を促すという意味で栽培技術の面からの「農民教育」の意義をも認めていた。こうした見解は一坪農業を著した文献に共通している。また、「初等農業教育ヲ最モ簡便ニ且ツ最モ有効ナラシメルノガ一坪農業ノ主要ナル目的デアル」として、「一坪農業法ニヨリ、……假令設備不完全ナル学校デアツテモ、容易ニ生徒ガ農業趣味ヲ持チ、喜ンデ農業ニ從事スル様ニナルノミナラズ、父兄マデモ学理ノ恩恵ニ浴スルコトニナリ、根底ヨリ農業ノ改善ヲ行フコトガ出来テ、当局者ノ苦心モ民間有志ノ設計モ、皆効ヲ奏スルコトガ出来ルノデアル」⁴⁵⁾ と学校を通じて地域の「農民教育」の一端を担う役割を一坪農業に期待していた。

さらに千葉敬止は「一坪は面積の単位にして、肥料の計算をなすも、収量の計算をなすも、単位は一反歩によるか一坪によるかにして、其基準となし得る便」⁴⁶⁾ があるとして、農業における面積の基礎単位をもちいて、耕作に当たらせることで、児童に「農業の普通の知識」の理解を得やすい点を評価している。また、野村勝三郎・平山常太郎は、一坪農業の目的としては、「農業上の実際的知識を與ふること」、「教育上の諸徳を練磨すこと」、「体育上の効果を與ふること」、「一ヶ村乃至各土質の地方の試験場たり得ること」の四点が数えられるとしている。そして、「農業上の実際的知識を與ふること」の具体的項目を「(イ)肥料の遣り方と土地の性質、(ロ)作物と土質との関係、(ハ)日光と作物、気候と作物との関係、(ド)作物の諸般の手当、(ホ)収穫物の手当・保存（貯蔵法）、(ヘ)種子の取扱方」とし、さらに「教育上の諸徳を練磨す」ことのなかに、「(エ)経済上の収支の観念、(オ)將來の計画心（来学年度の予算）、(カ)日誌等の記載は学課の復習となる」⁴⁷⁾)ことをあげ、「將來の農民として益々農事の改良性を奮起せしめんとする處の施設である」⁴⁸⁾ と農業科との関連が深いこと示していた。このようにして農業科との関係についての理解が深まるにつれて、一坪農業は、次第に農業科の実習のなかに位置づいていくこととなった。小学校「施設事項一斑」の「教授」の項目に記載されるようになったことから、農業科の一部として位置づけられるようになったことがうかがい知ることができる⁴⁹⁾。そして、農業実習地が校地内に設けられるようになると、一坪農業の発想は、「各自分担区」という形で取り入れられていった。そこでは、品評会によって表彰する制度は形式的に残ったが、生産物売却による収入を児童に配分する等の措置はみられなくなつた⁵⁰⁾。

4. 1908（明治41）年頃の農業科の実習思想と内容

戦前の農業教育に多大な影響を与えた横井時敬は、当初、雑誌「農業教育」第7号誌上において、実業学校も含めた農業教育論を展開し、そのなかで、実習について「学校に於てはたゞ農業上一般の操作を授くるに止まりて之をして習熟に至らしむる事能はざる」として、学校においては必ずしも実習地を置くことはないとした後に、実習地を置いて実習を課すということは非常に利益のあることだが、「無かるべからざるものにあらずともある方極めてよしとなす」という消極的な姿勢であった。その前提の上で実習の効果として以下の八項目をあげている。「(1)観察力を養する事。(2)教授の効果をして明ならしむる事。(3)農業を賤まざる習慣を養ふ。(4)労働的習慣を失はざる事。(5)実地の方法を知らしむる事。(6)証明的試験を行はしめて発見工夫の能を養はしむる事。(7)其他農家たるの品性陶冶は實に此間より發し来たるもの。(8)実習地は教師の参考となり研究となること多し⁵¹⁾と。

彼においては実習=「習熟に至らしむる事」であって、学校での実習に限界性を前面にだし消極的姿勢を表明しているのである。そして「実習は独り其方法を教へ技術に習熟せしむるの外に可成精神教育をも加へて心志の練磨を施さざるべからず」と実習における精神教育の側面に比重を置いている。

横井時敬はその後、「小学農業教授法」において実習を取り上げ、その効果を次のように述べている。

「農業教授を以て明確なる知識を与へんとせば必ずや実習及び実験の力に俟たざるべからず。而して自ら飼ふ所の家 産卵し、手づから仕立てし所の果樹結果す。其樂み如何に巧妙なる教授者の説明と雖何ぞ及ぶものあらんや。講義のみよりする興味は概ね一時的にして、実地経験よりするに置いて始めて其永久的なるを得るものなり。農業の趣味は実習及び実験によりて養はるゝ者なる事實に斯くのごとし。」⁵²⁾

そして、小学校は普通教育であるから実業学校のような広い実習地はいらないとしながら、適当な実習施設の必要性を説き、農業教授の目的を達するのは、ただ教室内に於ける学科教授のみではない⁵³⁾と述べていた。この実習の位置づけは、教授の内容をより堅固にするための手段として位置づけたものであり、いわゆる圃場における比較試験のような「実験」を想定していた。したがって、実習は実験と同義的な意味に取り扱われている⁵⁴⁾。

こうした農業教育の権威者の見解を受け取った高等小学校の側からすれば、文部省訓令第26号の「農業加設ノ学校ニシテ往々実習地ヲ欠ク」ことは、菊池が指摘するような「お茶を濁す」⁵⁵⁾という姿勢ではなかったと思われる。

1911（明治44）年当時にあって、農業実習地を所有する高等小学校は2976校であった⁵⁶⁾。全国の高等小学校総数11602校のなかで農業科を加設する割合が57.7%であった⁵⁷⁾ことから、その学校数は約6700校であり、約半数近くの学校が実習地を所有していたことになる。この実習地の調査では、

東京において、全く実習地を所有する高等小学校がなかったことに横井らの実習に対する考え方の影響がよく現れているようにおもわれる⁵⁹⁾。すなわち、実習地がなくとも、教室内の実験あるいはポットを利用した栽培実験等によって、栽培に関する基礎的な事項を教えられるという意味では、「農業の普通の知識」は与えうるものだからである。

しかし、多くの教育の現場では、農業実習地の形態は、学校の校地内に実習地（実験地）を設けたところだけでなく、家庭実習として家庭園（子弟園と称するところもあった）を設けたところ⁶⁰⁾、廃地、空き地の利用⁶¹⁾、借地など⁶²⁾多様な形態がみられた。とくに農業実習地をもたない小学校にあっては、家庭園において実習が行われていたと考えられる。こうした場合には、品評会を開催し、その成果を競うことも行われた。

また実習の方法には、教授時間内に行うもの⁶³⁾や、時間外とするもの⁶⁴⁾、季節によって実習時間を変動させるもの⁶⁵⁾などがあり、しかも同一作業を全体で行うものから「班」による協同分担作業、個人の分担まで各種の形態があった⁶⁶⁾。

農業科の目的は、小学校令施行規則にある「農業ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フ」ことにあるとされていた。したがって、農業実習の課題は「農業ニ関スル普通ノ知識ヲ得」ることと「農業ノ趣味ヲ長シ」ることとをいかに結合させるかにあったといえる。実習を実験と同義的に扱う、たんなる知識理解の手段と位置づけるのでは「農業ノ趣味ヲ長」することにはならないであろう。しかも、実習を個別の農作業を指示のままに教授時間内に行うことでは、児童の意欲を引き出すことは難しく、作業を嫌がる傾向にあることは多くの関係者も認めるところであった。このいきづまりのなかで、まさに時期を得たかたちで一坪農業の実践形態が提起されたといえよう。

5. 一坪農業が農業科の実習に与えた影響 —まとめにかえて—

一坪農業はもともと教科課程のなかには位置づいてない「実業思想養成」のためのものであった。前節の農業科の実習内容からみれば、一坪農業の内容は織田の独創によるものではないとさえいえる。一坪農業の実践は、「実業思想養成」における農作業等の方法や種子を配布して生産物の成績を競うという「教育蔬菜品評会」⁶⁷⁾ の方法を取り入れている。また、一坪農業の実践を農業科における家庭実習と結合させ、しかも学校基本財産の蓄積という学校経営の課題と農事改良という面での地域の農民教育の役割も担っていた。

横井時敬に代表される当時の高等小学校農業科の実習論は、実習的実験（言い換えれば実習の内容を含んだ実験）であった。つまり、認識の手段としての実験を圃場=実習地で遂行するにあたって、農作業はいわば付随していたのであった。たとえば肥料の有無による生育比較の実験を圃場で行うためには、作物の育成と耕地の条件を整えるために耕耘・整地・畦立てという農作業をしなければならない。そこに実習的要素が含まれてくるが、たとえば、作物の生育に及ぼす肥料の有無を調べるには、圃場を用いなくてもポットを用いた実験によっても可能である。実際、横井が編纂に

関わった文部省著作「小学農業書」においてもポット実験のさし絵が示されていた。また、山中隆三は、農業実習を三つの形態に分け、示教的実習、練習的実習、勤労的実習として、高等小学校一年と二年の前半を示教的実習を主とすることを例として示している^⑨。ここでの示教的実習とは、教室内で授けた知識を圃場で実施させたり、新たに特殊の技能を習得させるために行う実習で、知的方面の陶冶を主な目的とする手段としての実習を指している。これらの主旨は、実習が「普通ノ知識ヲ得」ることとの関係において、従属的な位置に置かれていたことを意味する。

一坪農業では、ある特定の作物を播種から生産物の処理に至るまで一貫して行うなかで、目標と課題が明確にされて実習そのものに独自の位置が与えられていたといえる。これは、実験的実習といえるもので、この場合の「実験的」とは、農家経営についてあらゆる要因を網羅しているのではないが、栽培技術を中心として「一定の限定された条件」のもとでの「実験」ということである。換言すれば、それは経営を含めた農業生産技術の「実験」ともいえるものであり、だからこそ、それまでの「実習的実験」に対して新鮮な実習として受け入れられたのであろう。「農業の趣味を長」ずることは、まさに一坪農業において可能となったといえる。

農業政策上からみると、幕藩体制下の分断された自給自足の地域経済から統一的「近代」国家体制を整えてきた過程で、農業は稻作を中心としながらも商品作物生産としての役割をも担うことが要求してきた。そうしたなかで、初等・中等教育機関が整備されてくると、農業教育もこうした時代にふさわしい内容と方法を要求されたといえよう。1911（明治44）年小学校令中改正にともなう、実業に関する教科目の教授時間の大幅な増加（男子週6時間）は、高等小学校農業科においてもその役割が期待されたことを示唆している。そこでは旧来の人力による「浅耕・常時湿田・少肥（刈敷施用依存）」の農法にかわって、「畜力耕・乾田・金肥施用」に代表される明治農法の展開が意図された。このうち畜力耕は稻作を中心とした栽培体系のなかであっても、「作付け前の耕起・代かきに部分的に畜力 を導入したのみ」^⑩ であって、農業生産の飛躍的増大には必ずしもつながらなかった。明治農法は、農村の余剰労働力を依拠した労働生産性を度外視した、極端に土地生産性を強調する多労型農業経営を特徴としていた。その意味で、旧来の農法との際立った違いは「乾田・金肥施用」にあった。「乾田・金肥施用」の特徴は、農業生産の増収をはかるうえで、多収性・耐肥性の新しい品種の普及が重要な課題となっていた。また、乾田化は稻单作から裏作導入による、土地生産性の向上を条件づけることになる。一坪農業はこうした課題に対応する内容をももっていた。

一坪農業の効果の一つに「農事改良」が挙げられていることが多い。たとえば、一坪農業で配布される種子を「農家は一坪地播種の種子を学校種と称して借用し、一般に普及」^⑪ していることが報告されている。また、それまでの農事改良が行政機構を通じた上からの組織的「指導」であったのに対し、一坪農業では、巡回による教師と父兄との接する機会に、家庭での児童の実習地を通して行われ、いわばそこで農事の改良の契機が生まれることになった。だからこそ、静岡県志太郡では、行政機関である郡役所が積極的に一坪農業を推進したともいえる。

こうして一坪農業の内容は、それまでの農業科の実習にない「総合実習」的な内容をもっており、それ故に1910（明治43）年「実業補習学校ニ関スル取調書」で特色ある実践として取り上げられたのである。したがって、文部省訓令第26号「高等小学校加設農業科又ハ商業科ノ施設ニ関スル注意」の主旨は「往々実習地ノ設備ヲ欠クモノアルハ頗ル遺憾」として実習地を欠くことを非難した点にあるのではなく、「実習地ハ必スシモ学校ノ附属地タルヲ須ヒ斯適當ナル土地ヲ借入レテ之ニ充ツルモ亦可ナリ若シ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ児童ヲシテ各自父兄ノ農作地ニ於テ実習ヲ為サシム等便宜ノ方法ニ據ルコトヲ妨ケス」とした点にあったといえる。その意味で、1911（明治44）小学校令中改正にもなう施行規則中改正のなかで、第五号表、第六号表において、「実習ニ關シテハ適宜本表ノ時数外ニ涉リ尚之ヲ課スルコトヲ得」としたこととは、いわば一坪農業のような実践形態を農業科の実習に含めることを追認したとみなすこともできる。

一坪農業の内容は、農業科の実習内容との類似性が多く、それとの結びつきを強めるなかで、「施設事項一斑」の「教授」項目に記載され、農業科の中に位置づけられるようになった。そして農業実習地が校地に設けられるようになると、「個人分担区」という形で取り入れられていった。そこでは、品評会によって表彰する制度は形式的に残ったが、生産物売却の収入を児童に配分する等の措置はみられなくなる。同様のことは、家庭で行う一坪農業についてもいえる。

また、それは前述のように、市町村義務教育費国庫負担法の制定にともなって、学校基本財産等の占める割合が低下していくとともに、学校経営における役割も減少していった。この時点で一坪農業は作物の栽培をすること自体が目的化して、具体的な実習のなかで農業経営を考える広がりをなくし、児童が自らの労働力の価値を評価する機会を失っていくことになった。

ところで、静岡県に残る教育資料には、一坪農業が1931（昭和6）年においても実施されていたことがわかる¹⁰。しかし、当時すでに日本資本主義の発達にともない、度重なる恐慌によって農村は疲弊しており、伝統的な農具を主体とする「明治農法」の枠組みにある一坪農業では、こうした情況を開拓する有効な手立てにはもはやなりえなかった。野口援太郎は『高等小学校の研究』（1926年）の中で、農業科は「従来行はれて居る伝統的な知識技能を授けるを以て能事とすべきでない」として、農業教育に関する根本政策は、農業に対する趣味を養成することと、農法の改良（とくに機械力を応用した精農法）としていた¹¹。かくして、1925年頃には、一坪農業が当初、果たした「新品種の導入と普及、購入肥料による施肥法の改良と增收」という農事改良としての役割をすでにたし得なくなっていた。しかも一方では、農業教育が農民道場に代表される塾風運動の影響によって、勤労精神主義に傾斜していくなかで、高等小学校実業科農業もその対象の外とはなりえなかつたであろう。

一坪農業は、高等小学校農業科において、それまでの「農業の普通の知識」を授けるための認識の手段とされていた実習を、「総合実習」的な取り組みとして実習に独自の位置を与えた。しかも、明治後半期に農業教育関係者ではなく、一民間人から提起されたところに重要な意味がある。官僚農学者横井に代表される農業教育の思想には、常に「強兵」の供給源としての農民があった。これ

が「堪えてうち克つ」とする彼の勤労精神主義の基底となっている⁷²⁾。これに対して、織田は常に実業の重要性を説いており、今日知られる限りは、「強兵」には一言も触れていなかった。まさに織田の重点は「富国強兵」の「富国」にあった。同じ「勤労」を説くにしても、依って立つ位置が異なっていたのである。

農業政策上は、旧来の農法から明治農法への転換を要求されるなかで、明治農法を普及する役割を担った。その過程で、就学上および学校経営上も教育費の負担を軽減する役割をも果たした。実施方法のうえでは、一坪という児童にとって肉体的に多くの負担にならない規模であり、しかもそれが農業上の基礎単位であったことが、多くの共感を得ることになったのであろう。

(注及び文献)

- 1) 高等小学校の制度論、目的性格についての論稿には、野口援太郎「高等小学校の研究」1926が先駆的なものであるが、戦後には高等小学校の研究は非常に少ない。これまでのところ散見出来たものでは次の論文等がある。磯野昌蔵「高等小学校論 ——その歴史と性格」東京都立大学人文学部「人文学報」第20号 1960. 仲新・伊藤敏行・江上芳郎編「小学校の歴史 第二巻 学校の歴史」第一法規 1979. 三羽光彦「大正期における高等小学校の制度史的検討」『教育行政研究』第2号 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室 1979. 8. 同「大正期高等小学校改革に関する考察」名古屋大学教育学部紀要－教育学科－ 第27巻 1980. 同「市町村義務教育費国庫負担法と高等小学校」名古屋大学教育学部紀要－教育学科－ 第28巻 1981. 同「1920～30年代における高等小学校改革に関する考察 ——都市部の単置制高等小学校を中心に ——」日本の教育史学 教育史学会紀要第24集 1981.
- 2) 高等小学校の実業に関する教科目のうち、研究がすすめられているのは手工科だけといつてもよい。以下に主なもの示す。川村作「高等小学校における技術教育（その2）」研究収録 第2号 東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室 1970. 同「高等小学校における技術教育（その3）」研究収録 第4号 東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室 1973. 原正敏「II 戦前の技術教育 1 小学校の技術教育 1-1 手工教育と実業教育、1-2 手工教育の導入、1-3 手工教育の挫折」原正敏・内田糺編著『講座 現代技術と教育 第8巻 技術教育の歴史と展望』開隆堂 1975. 川村作「II 戦前の技術教育 1 小学校の技術教育 1-4 手工科の再建、1-5 手工教育の多様化、1-6 手工科の必修」原正敏・内田糺編著『講座 現代技術と教育 第8巻 技術教育の歴史と展望』開隆堂 1975. 山崎昌甫「第一編 日本技術教育史 第一章 第二節（四）手工科の成立」梅根悟監修『世界教育史大系32 技術教育』講談社 1978. 森下一期「第一編 日本技術教育史 第三章 第四節 手工科教育の多様化、第四章第一節（三）手工科の定着」梅根悟監修『世界教育史大系32 技術教育』講談社 1978. 原正敏「手工科創設の世界史的意義」技術教育研究 第28号 技術教育研究会 1986. 森下一期「明治中期における手工教授法に関する一考察 教材の選択、配列を中心に」名古屋大学教育学部紀要

—教育学科— 第34巻 1988.

- 3) 高等小学校の教科目として「実業」が法令上、登場するのは1926（大正15）年小学校令中改正の第20条「小学校ノ教科目ハ……実業（農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目）トシ」からである。それまでは農業、工業、商業は一教科扱いである。たとえば、1910（明治43）年訓令第26号は「高等小学校加設農業科又ハ商業科ノ施設ニ関スル注意」となっている。本稿で取り扱う時期は法制上、実業科となる以前であり、研究対象が農業のみであることから「高等小学校農業科」とした。
- 4) 戦前の高等小学校農業科の教育に関する研究論文はほとんど見られない。制度上の変遷が記述されているものに全国農業学校長協会編「日本農業教育史」農業図書刊行会 1941.がある。高山昭夫「日本農業教育史」監修碓井正久 農文協 1981.のなかではほとんど触れられていない。
- 5) 菊池城司 技術教育の歴史と展望 1975 開隆堂 p. 55
- 6) 菊池城司 前掲 5) p. 54
- 7) 森下一期 普通教育における職業教育に関する一考察 名古屋大学教育学部紀要 —教育科学— 第35巻 1988 p.p. 225-249
- 8) 雑誌「農業教育」は、東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所が中心になって組織された農業教育研究会の機関誌として発行された。戦後まで発行され、第518号まで確認したが、終刊は第何号であるのか明らかにはならなかった。
- 9) 森下一期 前掲論文 7)
- 10) 厚沢留次郎 職業・家庭科におけるホーム・プロジェクトについて 職業教育 第2巻 第2号 1951 p. 12
- 11) 厚沢留次郎 ホームプロジェクト 文教書院 1956 p.16
- 12) 永島利明 戊申詔書影響期の技術教育 —普通学校労働教育史 5— 茨城大学教育学部紀要（教育科学）28号 1979 p. 103
- 13) 前掲文献11) p. 104
- 14) たとえば、静岡県印野尋常高等小学校「本校ニ於ケル農業教育」1931.
- 15) 千葉敬止 実習中心主義農業科教授法 1913 開発社 p. 247
- 16) 千葉敬止 前掲15) および御手洗清 遠州偉人伝（第一巻）1962 浜松民報社に同様の記述がある。
- 17) 一坪農業に就て 農業教育 第122号 1911 p.p. 48-52
- 18) 静岡県志太郡誌 上巻（覆刻版）第五章 教化 1971 名著出版 p. 424
- 19) 文部省 実業補習学校ニ關スル取調書 1910 p. 168
- 20) 前掲17) p. 50
- 21) 落第者について、織田利三郎の説明では「仮令ば百人の生徒出品点数百とすれば、優等なるも

- の五十点を選抜し此の内一等一名二等九名三等二十名四等二十名以下落第」と半数をあてていた（前掲文献17）。
- 22) 前掲文献19) には、浜名郡興進尋常高等小学校、同郡芳川高等小学校、同郡雄踏尋常高等小学校、同郡積志尋常高等小学校、同郡庄内高等小学校、磐田郡富岡尋常小学校、同郡井通尋常高等小学校、駿東郡長泉尋常高等小学校の成績が掲載されている。また、浜松市史 三 1975では、浜松師範学校附属小学校、浜名郡伊佐見尋常高等小学校でも実施されていたとある。
- 23) 前掲19) p.p. 168-169
- 24) 浜松市史 三 1975 p.p. 241-243
- 25) 前掲18) p.p. 424-425
- 26) 前掲18) p. 425
- 27) 前掲18) p.425
- 28) 前掲18) p.p. 432-433
- 29) 前掲18) p. 433
- 30) 前掲17)
- 31) 野村勝三郎 平山常太郎 小学校に於ける一坪農業の実地経営法 1915 成美堂書店 p. 7
- 32) 農業教育に掲載された記事のなかで、一坪農業に触れているものは「一坪農業に就て」（第120号）以降、10編ほどある。地域の広がりは、新潟、群馬、東京、長野、愛知、滋賀、香川の各県にひろがっていた。
- 33) 出版物として確認できているものは以下のものである。
- 田中正松 大貫喜一 実験小学校児童一坪農業誌 1913 浅川尋常高等小学校
千葉敬止 実習中心主義農業科教授法 1913 開発社 このなかで一坪農業について、一章をあてて記述している。
- 青木信一 矢部伊與之甫 一坪農業 1915 成美堂
野村勝三郎 平山常太郎 小学校に於ける一坪農業の実地経営法 1915 成美堂書店
千葉敬止 小学校補習学校農業科実習中心主義教授法 1922 興文社 一坪農業については、「実習中心主義農業科教授法」と同じ記述である。
- 奥原福市 安達益之助 実験一坪農業と十蛾養蚕 1918 明文堂
- 34) 前掲18) p. 433
- 35) 前掲18) p.p. 409-411. 1914 (大正3) 年5月現在の記録
- 36) 愛知県調査 小学校実業思想養成調 農業教育 第39号 1904 p.p. 15-26
- 37) 前掲18) p. 425
- 38) 青木信一 矢部伊與之甫 一坪農業 1915 成美堂 p. 20
- 39) 仲新編 学校の歴史 第二巻 小学校の歴史 1979 p. 30
- 40) 三羽光彦 市町村義務教育国庫負担法と高等小学校 名古屋大学教育学部紀要 第28巻 1981

- 41) 椎名宗平 農村に於ける小学校の授業料徵収法 農業教育 第26号 1903 p. 31
- 42) 前掲論文40)
- 43) 千葉敬止 実習中心主義農業科教授法 1913 開発社 p.p. 10-17
- 44) 前掲43) p. 249
- 45) 青木信一 矢部伊與之甫 前掲38) p.p. 16-17
- 46) 前掲43) p. 247
- 47) 前掲31) p.p. 8 - 9
- 48) 前掲31) p. 6
- 49) たとえば、静岡県下では、土肥尋常高等小学校施設一斑において教授訓練の関する事項の中で、農業実習地の後に「一坪農業 家庭農園ト称シ高等科児童ヲシテ家庭ニ依リ実施セシム 適当ノ時期ニ於テ品評会ヲ開催ス」とある。前掲13)では、農業科の実習指導のなかに「一坪農業 本年は尋常五以上ノ児童ニ甘藷苗ヲ配付シ一坪農業ヲナサシム」とある。(1931年)
- 50) 七澤甚喜 農業教授法評論 尚学社 1940 では、「第三編 実習・実験において、「個人分担法」を述べ、収穫物の販売実習について述べているが、売上金については何も述べていない。静岡県安倍郡千代田尋常高等小学校・静岡県女子師範学校第二附属小学校編「農村小学校としての我が校高第科の経営の実際」1931 では、「家庭における労作の実際」として家庭実習がとりあげてあるが、生産物の処理については触れていない。
- 51) 横井時敬 農業教育論（其四） 農業教育 第7号 1901 p.p. 2 - 3
- 52) 横井時敬 小学農業教授法 1921 寶文館 p. 182
- 53) 前掲40) p. 183
- 54) 農業教育 第29号 1903 「問答」の中で、横井博士の所説によるとして、「高等小学校に於ける実習場は実験地の意味に於てすべく」としている。また、矢田鶴之助は「農業補習学校園のために試みたる二三」農業教育 第38号 1904 p.p. 31-34 において、農業補習学校の圃場を小区画の実験地として設計、実施したことを報告している。この際、同じ農科大学沢村真教授の指導を受けたとしている。従って、高等小学校、実業補習学校における、実習地に関する横井時敬の見解は、当時の農科大学及び附属教員養成所の一般的な見解であったといえる。
- 55) 前掲5)
- 56) 小学校の農業実習地 農業教育 第116号 1911 p. 68
- 57) 前掲6)
- 58) 前掲55)
- 59) 高野豊太郎 農業科に於ける実験実習に就て 農業教育 第51号 1905 p. 7. 及び山田佐一郎 我校の農芸品々評会 農業教育 第101号 1909 p.30.
- 60) 廃地利用と小農園 農業教育 第49号 1905 p.46.及び、藤平與三郎 小学校の農業実習地

に就て 農業教育 第120号 1911 p.p. 51-55.

- 61) 山崎徳吉 農村の小学校 農業教育 第45号 1905 p. 36. 及び、愛知県福岡尋常高等小学校（下）農業教育 第48号 1905 p. 28.
- 62) 工藤元平 大分県直入郡久住高等学校実業思想養成法案附同校実習成績 農業教育 第69号 1907 p.27.
- 63) 前掲58)
- 64) 五十嵐仁蔵 新潟県大野尋常高等小学校農業実習の概況 農業教育 第55号 1906 p.41.
- 65) 実習地の分担方法は一つの方法だけでなく、幾つかの組み合わせによる方法がとられていた。たとえば、前掲(58)の高野は、「各自に配当せるものと共同的に操作するものとの二様に」よるとし、山田は「学校庭内各自分担区に於て栽培収穫せしものと、子弟園《児童が其家庭に於ける圃地の一部を借り受け学校より配布したる種子を蒔き自ら培養せしむる様に作れるもの》に於て収穫せしもの」とある。
- 66) 雑誌農業教育では第17号（1902（明治35）年10月発行）の「教育蔬菜品評会」の記事が最も早いものである。静岡県湖西高等小学校施設事項には1906（明治39）年より蔬菜品評会が開かれていることが記載されている。
- 67) 山中隆三 小学校に於る実習教授の研究 農業教育 第146号 1913 p.p. 43-46
- 68) 噴峻衆三編 日本農業史 1988 p. 75
- 69) 小学校と農業 農業教育 第148号 1913 p. 82
- 70) 前掲資料13)、49)
- 71) 野口援太郎 高等小学校の研究 1926（覆刻版 1982）日本図書センター p.p. 294-295
- 72) 横井時敬「小学農業教授法」宝文館 1912 では、「農民の国家に対する関係より工業立国論を斥す」において、農民について「第一 最も忠君愛國の精神に富み、従順にして献身的の行為多きこと、第二 農民は最も兵士たるの資格に適すること（以下略）」としている。また、「農業教育及教授法」宝文館 1925 では「農業の貴重」のなかで「八、農業は強兵の供給者である」として「肉弾を以て敵と勝敗を争うの時、其の強きこと農兵を以て第一とする」とまで言い切っていた。